

規制改革会議

創業・ITワーキンググループ 御中

民法（債権関係）改正 と経済活動

平成26年5月

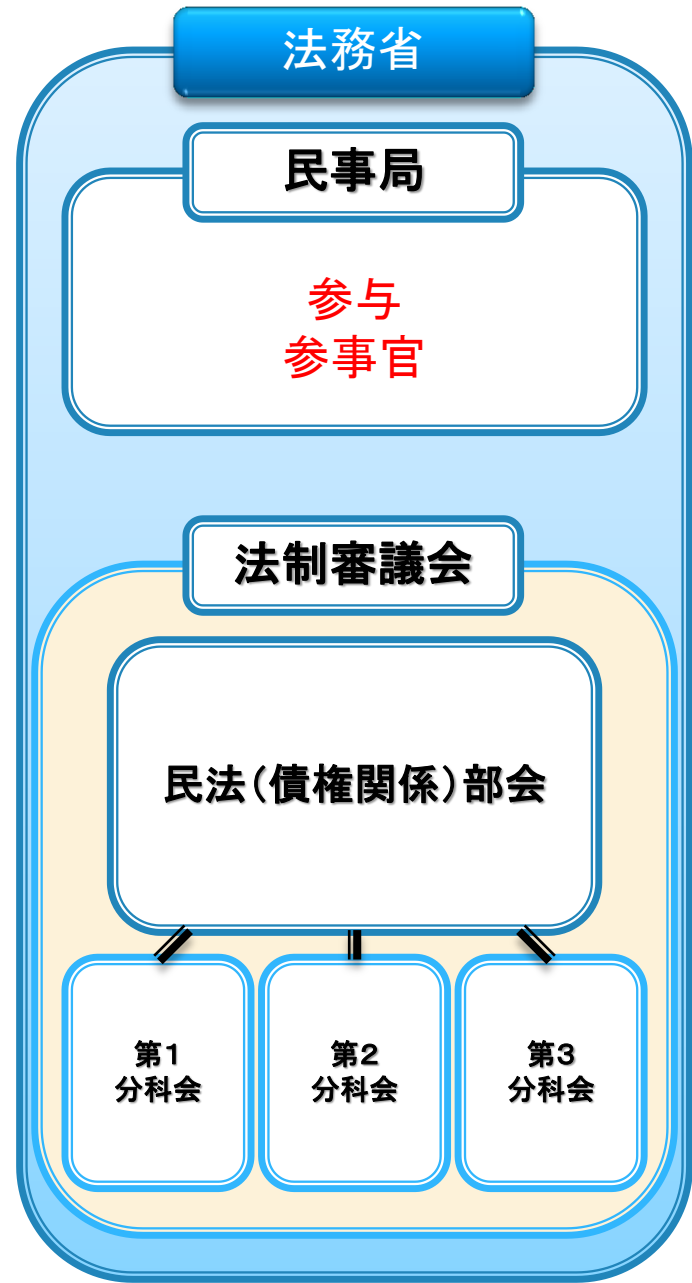
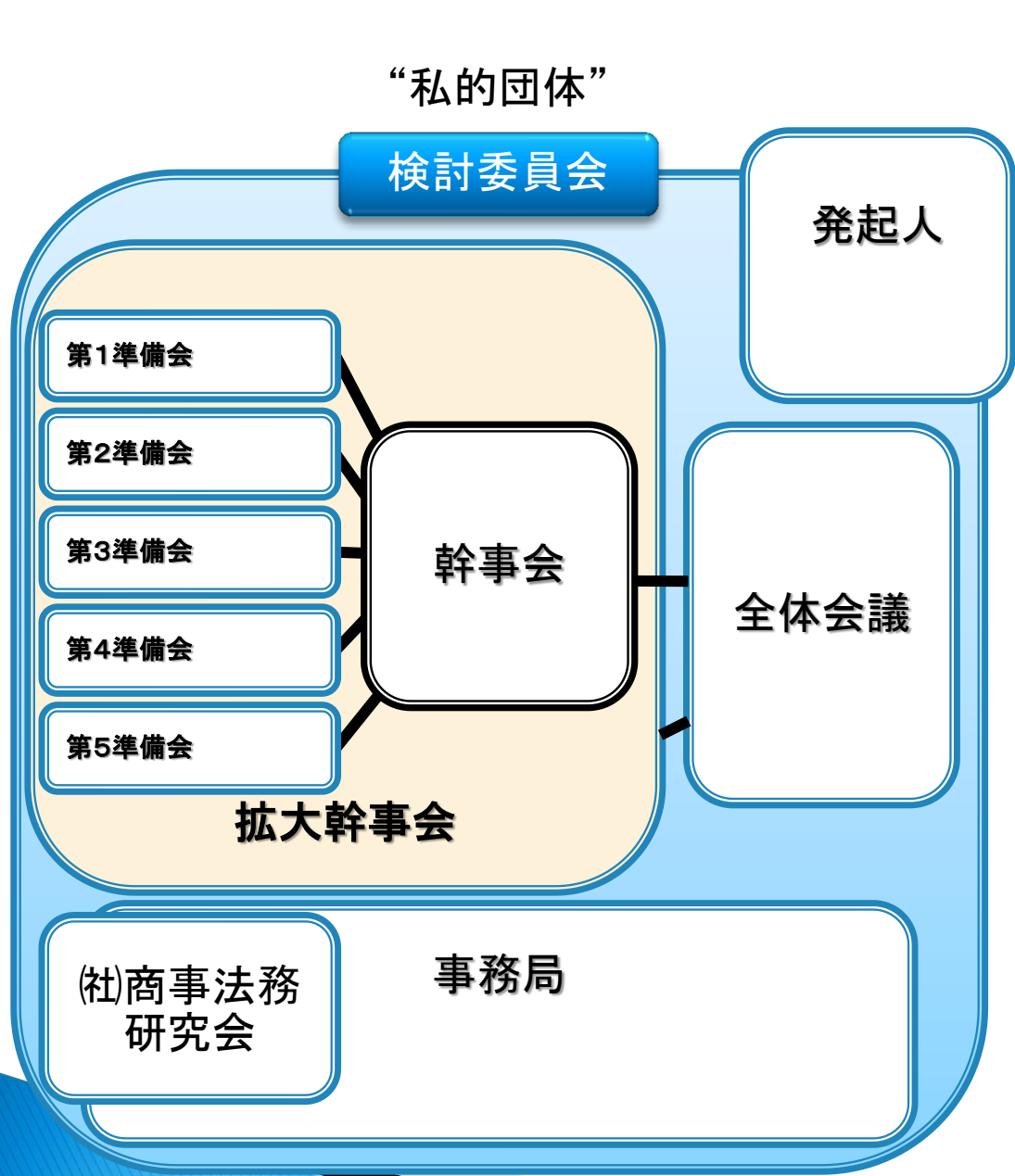
弁護士・東海大学法科大学院特任教授 鈴木仁志

民法(債権関係)改正とは

- ▶ 現在、法制審議会において、民法の**債権**と**総則**の**抜本的な見直し**のための審議が行われています。
- ▶ この改正作業を、一般に民法(債権関係)改正または「**債権法改正**」と呼んでいます。

改正の手續

- ▶ 法制審議会・民法(債権関係)部会で審議されています。
- ▶ 民法(債権関係)部会は、メンバー全38名のうち、学者18名(法務省参与を入れて19名)、法務官僚6名という構成になっており、学者・官僚中心の体制になっています。
- ▶ 国民やユーザーを代表するメンバーは、全38名中9名です(企業関係者3名、労働者・消費者関係者2名、弁護士4名)。
- ▶ 学者19名のうち14名が特定の「民間団体」「私的団体」(民法(債権法)改正検討委員会)のメンバーです。また、法務官僚6名のうち4名もこの「民間団体」に所属していました。
- ▶ この「私的団体」は、法案の「たたき台」を策定することを目的とし、学者と法務官僚だけで組織された団体であり、審議に事実上の重大な影響を及ぼしています。



規制改革会議での議論

- ▶ 横断的制度 ワーキンググループ 第1回 基本ルールTF(平成19年4月6日)議事概要
- ▶ <http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/minutes/wg/2007/0406/summary0406.pdf>
- ▶ 教育・資格改革 第12回 法務・資格TF(平成20年10月3日)議事概要
- ▶ http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/minutes/wg/2008/1003_04/summary1003.pdf

規制改革会議の答申

- ▶ 「規制改革推進のための第3次答申－規制の集中改革プログラム－（平成20年12月22日）」

「法務・資格分野」p484

- ▶ http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/publication/2008/1222/item081222_21.pdf

- ▶ **【問題意識】**(抄)

- ▶ 法務省は準備的研究の段階が続いているとした上で改正検討委員会における検討状況について、委員会のホームページで閲覧可能であることのみを示し、委員会における議論や論点、それを踏まえた法務省としての見解も何ら明らかになっていない。

- ▶ 法務省は、各界における議論の内容や収集した関連資料等の情報について、国民への説明責任が全うされるようポイント等も整理した上で、できる限り国民に対して逐次情報を公開するべきである。

- ▶ **【具体的施策】**(抄)

- ▶ 民法(債権法)の改正に関する事項については、法務省自らが責任をもって、検討を行い、法務省における検討内容並びにその関連する資料等について、迅速かつ適切に情報公開を行うべきである。

改正の方向性

- ▶ **新しい理念**で**抜本的**に民法のルールを書き直す(**再法典化**する)ことが想定され、改正作業が開始されています。
- ▶ 法務省参与は、この改正について、
 - 「全面的に新しい理念で民法典を起草する試み」
 - 「再法典化(民法典を作ること)」
 - 「規定の不備を修正するといった通常の法改正の域を超える、一大文化事業」
 - 「継受された原理原則をいったん根本から問い直してみるという徹底した性格の作業」
 - 「法務省が経験する最大級の改正」
 - 「契約のルールが百年ぶりに変わる」と表現し、全面的に根本からルールを変更することを強調しています。